

令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を大きく受ける市内の一般乗用旅客自動車運送事業者の利用を促進するために、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）のうち、旭川市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者
- (2) 第3条で定める補助対象事業に参画する意思を示した者
- (3) 代表者又は役員に旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は第12条に規定する暴力団員が指定した者に該当する者がいない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市が定める期間に配布するタクシー利用券を旅客運賃及び料金の一部に充当する事業とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、タクシーの旅客運賃及び料金のうち、補助対象事業で発行するタクシー利用券により支払われたものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、乗車1回の旅客運賃及び料金のうちタクシー利用券により支払われた額とし、1回当たり500円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業で発行するタクシー利用券
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査及び

必要に応じて行う実地調査により額を確定し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を決定し、令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、補助金の交付をしないことを決定したときは、令和8年度旭川市タクシー利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を書面により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、補助事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、補助金の額を確定した後において行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（理由の提示）

第11条 市長は、第8条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。